

## 東葉高速鉄道活性化協議会事務局規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、東葉高速鉄道活性化協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、東葉高速鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、八千代市総務企画部総合企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、八千代市総務企画部総合企画課の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### (文書の取り扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、八千代市において定めている文書の取り扱いの例による。

### (公印の取り扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形状・寸法	書 体	用 途	個 数	管理者
東葉高速鉄道 活性化協議会 会長の印	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>東 葉 高 速 鐵 道 活 性 化 協 議 会 之 印</p> </div> <p style="text-align: center;">24mm×24mm</p>	てん書	会長名 をもって発す る文書	1	事務局長